

## 地域再生計画

### 1 地域再生計画の名称

社会全体で子育てを支え合う風土づくりによる「2人目の壁打破」プロジェクト

### 2 地域再生計画の作成主体の名称

前橋市

### 3 地域再生計画の区域

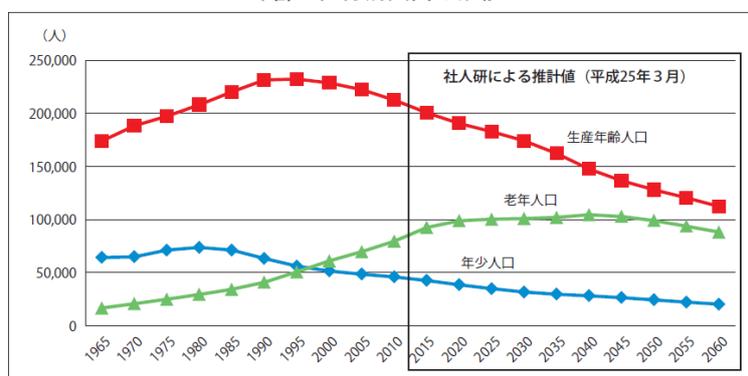
前橋市の全域

### 4 地域再生計画の目標

#### 4-1 地域の現状

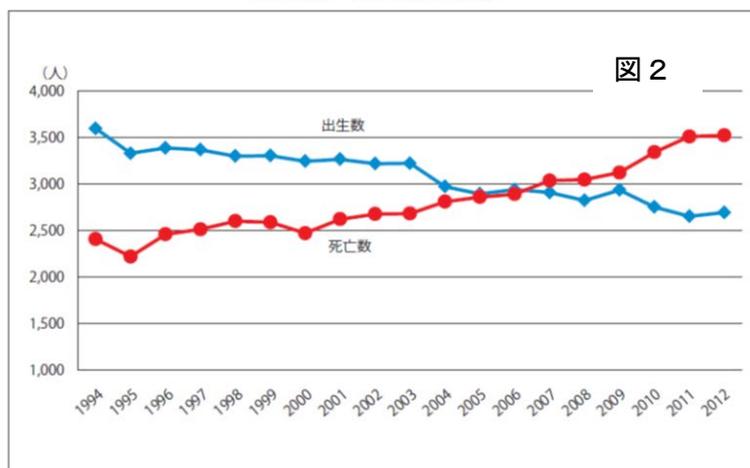
本市の人口は、2004年をピークに人口減少局面へと転じ、2010年に約34万人であった人口は2060年には約22万人まで減少すると見込まれている(図1)。また、2007年以降は、死亡数が出生数を上回り、自然減が継続していることも人口減少の主要因となっている(図2)。

年齢3区分別人口の推移 図1



※出典：国勢調査

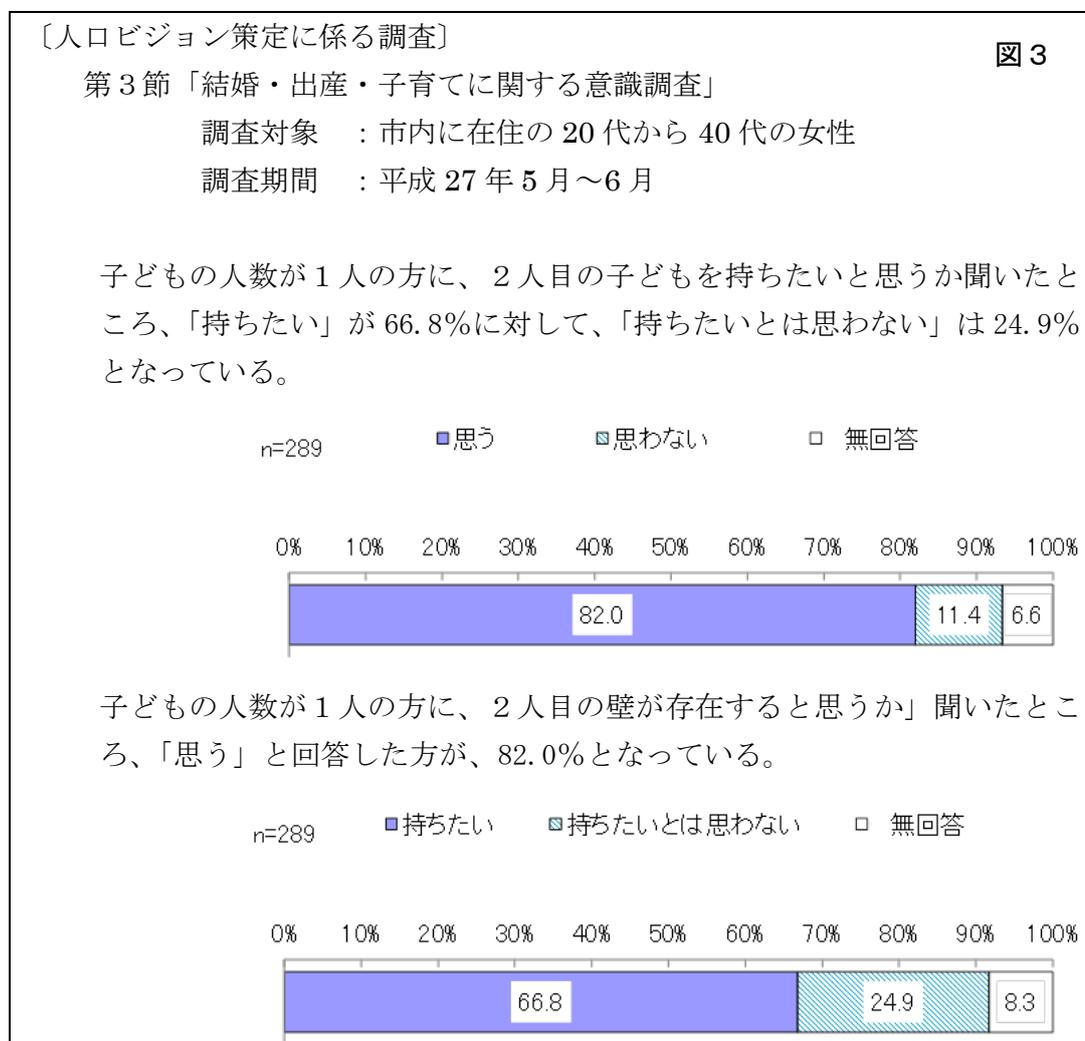
出生数・死亡数の推移



※出典：住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数に関する調査

## 4-2 地域の課題

自然減への対応策として、出生数を増やしていくことが肝要である。特に、図3のとおり、2人目の壁を感じている方が多く、出生数に悪影響を及ぼしているが、2人目の壁の打破に繋がるような取組は不十分である。



## 4-3 目標

人口ビジョン策定に係る調査では、2人目の壁は存在すると思う方に2人目の壁を感じる時を聞いたところ、「子育てや教育など経済的な見通しを考えたとき」が最も多く、次いで、「出産や子育てを行う自分の年齢を考えたとき」、「職場復帰などの仕事への影響を考えたとき」などが続いている。

本計画は、2人目の壁のハードルを下げ、乗り越えられるものにするすることで、産み控えの解消に寄与し、人口減少に歯止めをかけることを目的とするものである。

## 【数値目標】

事業	2人目の壁打破事業 (多子化の推進)	年月
KPI	第2児以上の出生数	
申請時	1,310人	H26年度実績
初年度	1,310人	H27年度実績
2年目	1,315人	H28年度実績
3年目	1,320人	H29年度実績
4年目	1,325人	H30年度実績

※ 群馬県人口動態調査結果を用いるため実績把握が1年遅れとなる。

## 5 地域再生を図るために行う事業

### 5-1 全体の概要

5-2(3)に記載

### 5-2 第5章の特別の措置を適用して行う事業

まち・ひと・しごと創生寄附活用事業に関連する寄附を行った法人に対する特例(内閣府):【A2007】

(1) 事業名: 社会全体で子育てを支え合う風土づくりによる「2人目の壁打破」プロジェクト

(2) 事業区分: 少子化対策

(3) 事業の目的・内容

(目的)

本市の人口は、2004年をピークに人口減少局面へと転じ、2010年に約34万人であった人口は2060年には約22万人まで減少すると見込まれている。また、2007年以降は、死亡数が出生数を上回り、自然減が継続していることも人口減少の主要因となっている。自然減への対応策として、出生数を増やしていくことが肝要であるが、2人目の壁を打破するような取組がまだ不十分である。

2人目の壁については、「子育てや教育など経済的な見通しを考えたとき」、「出産や子育てを行う自分の年齢を考えたとき」、「職場復帰などの仕事への影響を考えたとき」などで直面する方が多い。

そこで、本計画は、2人目の壁のハードルを下げ、乗り越えられるものにする事で、産み控えの解消に寄与し、人口減少に歯止めをかけることを目的とするものである。

#### (事業の内容)

##### ・ 2人目の壁打破事業（多子化の推進）

市民アンケートにおいて、「少子化に歯止めをかけるために前橋市が行うべき取組」を尋ねたところ、最も多い回答は「子育てと仕事が両立できる職場環境整備」（58.3%）であった。

そこで、社会全体で子育てを応援する風土づくりとして、企業、保護者、保育園や幼稚園に対するアンケート調査や会社経営者を含む市民参加型ワークショップを通じて、妊娠・出産における課題を整理・共有するとともに課題解決に向けた改善アクションを推進する。また、民間企業やNPO法人が実施する改善アクションのうち、高い効果が見込まれるものについては、活動費用の一部を助成するなど、その取組を応援することで、2人目の壁のハードルを下げ、産み控えの解消を図り、もって多子化の推進に繋げるものである。

また、晩婚・晩産化の影響等により、妊娠したくてもできない不妊症に悩む夫婦が増加している。国の調査によれば、結婚している夫婦の約3分の1が「不妊を心配したことがある」と回答し、その半数の約15%が「不妊治療の経験がある」または「治療中」と回答している。

そこで、子どもが欲しくてもできない夫婦に対する経済的な支援を行うとともに、次の世代を担う若者へ妊娠・出産に対する正しい知識を普及・啓発することで、若年世代の出産を促し、出生数の減少に歯止めをかけるものである。

#### 【子どもが欲しくてもできない夫婦に対する経済的支援として行う不妊症対策事業】

前橋市不妊症治療費助成事業交付要綱に基づき次のとおり支援を行う。

##### (助成対象者)

- ① 妊娠はするけれども、流産、死産や新生児死亡などを繰り返して結果的に子どもを持たない「不妊症※」と専門医に診断され、医療機関で不妊症治療をしている法律上の婚姻関係にある夫婦
- ② 夫婦の双方またはいずれか一方が、申請日の1年以上前から引き続き、及び治療期間中において前橋市に住民登録がある
- ③ 夫婦合算の前年所得（1～5月に申請の場合は前々年度の所得）が730万円未満である

※妊娠はするが、流産・死産や新生児死亡などを繰り返して結果的に子どもを持つことができないこと

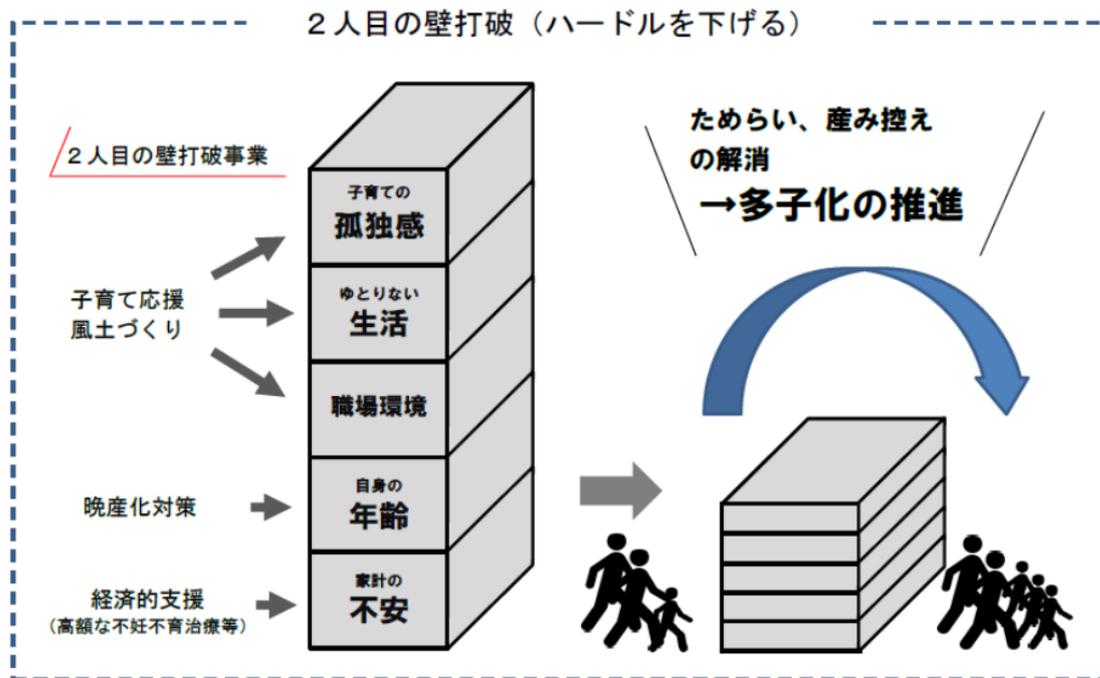
##### (助成対象の治療)

不妊症が診断されてから、その妊娠の出産（流産・死産を含む）までの間の医療費のうち、保険適用とならない治療・検査費と、保険適用となるへパリン自己注射の自己負担分

(助成額と回数)

1年度につき20万円を上限とし、通算5年間助成

●事業イメージ



→各年度の事業の内容

・ 2人目の壁打破事業 (多子化の推進)

初年度) 不妊に悩む夫婦に対し、経済的支援を行う。

2年目) 妊娠・出産に対する正しい知識を普及・啓発するため、市民参加型のワークショップを開催する。

不妊に悩む夫婦に対し、経済的支援を行う。

企業、保護者、保育園や幼稚園に対し、妊娠・出産・子育て支援環境に関する課題調査を行う。

3年目) 妊娠・出産に対する正しい知識を普及・啓発するため、市民参加型のワークショップを開催する。

不妊に悩む夫婦に対し、経済的支援を行う。

民間企業やNPO法人と連携し、改善アクションを推進する。

4年目) 妊娠・出産に対する正しい知識を普及・啓発するため、市民参加型のワークショップを開催する。

不妊に悩む夫婦に対し、経済的支援を行う。

民間企業やNPO法人と連携し、改善アクションを推進する。

(4) 地方版総合戦略における位置付け

本市の総合戦略である「県都まえばし創生プラン」においては、2人目の壁打破として社会全体で子育てを応援する風土づくりを定めており、本事業はこれらを総合的に実施する事業である。また、総合戦略の基本目標として合計特殊出生率（現状 1.42→H32 1.52）を定めており、本事業は、まさにこの目標の達成に直接寄与するものである。

(5) 事業の実施状況に関する客観的な指標（重要業績評価指標（KPI））

事業	2人目の壁打破事業 （多子化の推進）	年月
KPI	第2児以上の出生数	
申請時	1,310人	H26年度実績
初年度	1,310人	H27年度実績
2年目	1,315人	H28年度実績
3年目	1,320人	H29年度実績
4年目	1,325人	H30年度実績

※ 群馬県人口動態調査結果を用いるため実績把握が1年遅れとなる。

(6) 事業費

(単位：千円)

2人目の壁打破事業 （多子化の推進）	年度	H28	H29	H30	H31
	事業費計		2,600	10,000	10,000
区分	委託料	0	4,000	4,000	4,000
	負担金補助	2,600	3,000	3,000	3,000
	需用費	0	3,000	3,000	3,000

(7) 寄附の見込み額

(単位：千円)

2人目の壁打破事業 （多子化の推進）	年度	H28	H29	H30	H31
	事業費計	2,600	10,000	10,000	10,000
	寄附額計	200	200	200	200
寄附法人	ファームトウ(株)	100	100	100	100
	(有)エム・オー・サービス	100	100	100	100

(8) 事業の評価の方法（PDCA サイクル）

（評価の手法）

KPI の達成状況について、庁内組織である創生本部及び産官学金労言の各分野の専門家で構成する有識者会議並びに議会による検証を行い、検証結果を踏まえた事業の改善を図る。

(評価の時期・内容)

毎年9月ごろに、創生本部及び有識者会議において、KPI の達成状況の検証を行う。

(公表の方法)

目標の達成状況については、市 HP で公表する。

(9) 事業期間 平成 28 年 9 月～平成 32 年 3 月

### 5-3 その他の事業

#### 5-3-1 地域再生基本方針に基づく支援措置

該当なし

#### 5-3-2 支援措置によらない独自の取組

##### (1) 空き家を活用した近居・同居支援事業

事業概要：親又は子と近居（直線距離が概ね 1Km以内）又は同居するために、空き家を取得しその空き家を除却して、跡地に住宅を新築する工事に係る費用に対する補助（1/3 以内で上限 120 万円）を行うもの。日常的に親と子が相互に助けあうことで、子育てと仕事の両立を支援し、多子化を推進する。

実施主体：前橋市

事業期間：平成 27 年度～

## 6 計画期間

地域再生計画認定の日から平成 32 年 3 月 31 日まで

## 7 目標の達成状況に係る評価に関する事項

### 7-1 目標の達成状況に係る評価の指標

KPI の達成状況について、庁内組織である創生本部及び産官学金労言の各分野の専門家で構成する有識者会議並びに議会による検証を行い、検証結果を踏まえた事業の改善を図る。

### 7-2 目標の達成状況に係る評価の時期及び評価を行う内容

毎年9月ごろに、創生本部及び有識者会議において、KPI の達成状況の検証を行う。

### 7-3 目標の達成状況に係る評価の公表の手法

目標の達成状況については、市 HP で公表する。